

『学び』の選択肢拡大に向けた検討懇話会」設置要綱

(目的)

第1条 地方創生に向けて、学習者の視点からの「学び」の選択肢拡大が求められていることから、有識者を交え、夢や希望あふれる大胆な提案を含めた議論・検討を行い、先駆性のある施策の提案につなげることを目指して、「学び」の選択肢拡大に向けた検討懇話会（以下「検討懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討懇話会では、次の事項について議論・検討を行う。

- (1) 学習者の視点からの「学び」の選択肢拡大に関すること。
- (2) その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 検討懇話会は、知事及び知事が選任する委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。

(役員)

第5条 検討懇話会に座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、検討懇話会を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 検討懇話会は、知事が招集する。

- 2 検討懇話会には、必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。

(報償費等)

第7条 県は、委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 委員以外の者が、参考人として検討懇話会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 検討懇話会の庶務は、戦略企画部戦略企画総務課において行う。

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月23日から施行する。